第1章 計画の策定にあたって



めざす姿

食でつなぐ幸せなまち

本計画では、市民一人ひとりが、食に対する 正しい知識と判断力をもち、健全な食生活を 生涯にわたって実践できる力を身につけ、誰 もが健康で幸せに過ごせる未来をめざします。





2 計画策定の背景

(1) 食育推進の動向

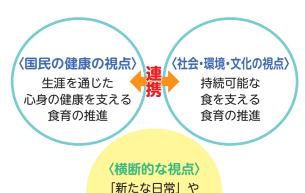
① 食育をめぐる社会動向

「食」は、私たちが心身ともに健康でいきいきとした生活を送るために、欠かすことができない大切なものです。また、望ましい食生活を実践し、おいしく楽しく食べることは、生活に喜びや幸せを与え、人生を豊かなものにしてくれます。

しかし、近年、社会環境がめまぐるしく変わる中、個々のライフスタイルや価値観が多様化し、食生活を取り巻く環境も変化しています。朝食欠食などの不規則な食生活や、栄養の偏りに起因する生活習慣病の増加、飽食による食物の廃棄、食品の安全性の問題、伝統的食文化が失われる危機等が私たちの食生活に大きな影響を与えています。また、令和2年からの新型コロナウイルス感染症の流行により、食生活においても新しい生活様式が求められています。

② 国の動向

国は令和3年3月に「第4次食育推進基本計画」を策定し、生涯を通じた心身の健康を支える食育、持続可能な食を支える食育の推進、「新たな日常」や社会のデジタル化に対応した食育の推進を重点事項とし、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進しています。



デジタル化に対応した

食育の推進

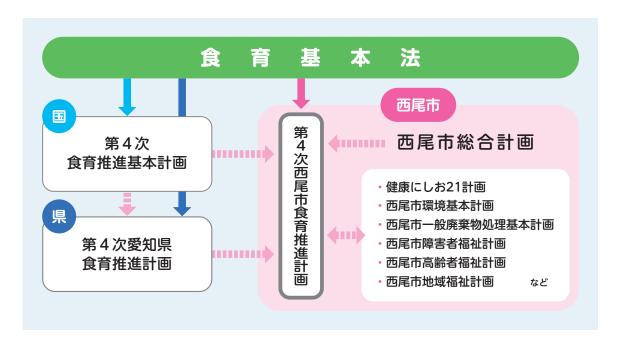
③ 県の動向

愛知県は、令和3年3月に「あいち食育いきいきプラン2025(第4次愛知県食育推進計画)」を策定しました。この計画では「食を通じて健康な体をつくる取組」「食を通じて豊かな心を育む取組」「食を通じて環境に優しい暮らしを築く取組」「食育を支える取組」の4つの取組を推進することで「食育の実践による健康で活力ある社会の実現」を目指しています。

	食育の実践による健康で活力ある社会の実現								
]				
食を通じて健康な体をつくる取組		食を通じて豊か	な心を育む取組	食を通じて環境に優しい暮らしを築く					
		食育を支	える取組						

3 計画の位置づけ

食育基本法第18条第1項に基づく市町村食育推進計画として位置づけます。また、食育を総合的に推進していくために、「西尾市総合計画」及び関連計画との整合性を保ちます。



4 計画の期間

この計画の期間は、令和4年度から令和8年度の5年間とします。ただし、社会情勢の変化や計画の進捗状況などに応じて、必要と判断した場合に計画の見直しを行います。

年 度	平成28 (2016)	平成29 (2017)	平成30 (2018)	令和元 (2019)	令和 2 (2020)	令和3 (2021)	令和 4 (2022)	令和 5 (2023)	令和 6 (2024)	令和 7 (2025)	令和 8 (2026)
西尾市	第 3 次西尾市食育推進計画 第 4 次西尾市食育推進計画										
国	第 3 次食育推進基本計画 第 4 次食育推進基本計画										
愛知県	あ		いきいきフ 受知県食育推		0	あし	いち食育い (第4次愛短	きいきプ [・] 知県食育推済			